

○鳥取市プールの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和49年7月10日

鳥取市教育委員会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市プールの設置及び管理に関する条例（昭和49年鳥取市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本条…一部改正〔昭和60年教委規則1号〕）

(使用期間及び使用時間)

第2条 鳥取市プール（以下「プール」という。）の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

施設の名称	使用期間	使用時間	
鳥取市国府町農村勤労福祉センタープール	5月1日から10月31日まで（月曜日を除く。）	午前9時から午後9時まで	
鳥取市福部町ほっとスイミングプール	1月4日から12月28日まで（毎月第2、第4木曜日を除く。）	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前9時から午後9時まで
		上記以外の日	ア 4月1日から9月30日までの日 午前10時から午

			後10時まで イ 10月1日から 翌年の3月31日 までの日 午前1 0時から午後9時 まで
鳥取市河原市民プー ル	6月1日から8月3 1日まで	午前9時から午後5時まで	

(本条…全部改正〔平成16年教委規則44号〕、一部改正〔平成18年教委規則5号・20号・19年18号・令和2年14号〕)

(使用の申込み)

第3条 条例第3条第1項の規定によりプールの使用（鳥取市河原市民プールの専用使用を除く。）の許可を受けようとする者は、あらかじめ、教育委員会（指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者。この条、次条、第8条及び第11条において同じ。）が別に定めるところにより使用の申込みをしなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。

2 鳥取市河原市民プールの専用使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ、プール使用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(本条…全部改正〔平成18年教委規則20号〕、1項…一部改正・2項…追加〔平成19年教委規則18号〕)

(使用券等の交付)

第4条 教育委員会は、プールの使用を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- (1) プールを個人使用又は団体使用する者 鳥取市プール使用券（様式第2号）
- (2) 鳥取市河原市民プールを専用使用する者 プール使用許可書（様式第3号）

(本条…全部改正〔平成19年教委規則18号〕)

(使用料の減免)

第5条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、プール使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(本条…追加〔平成19年教委規則18号〕)

(使用料の返還)

第6条 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、プール使用料返還請求書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(本条…追加〔平成19年教委規則18号〕)

(使用券等の提出)

第7条 プールを使用するときは、第4条に規定する書面をプールを管理する職員に提示して、その指示を受けなければならない。

(旧4条…繰下〔昭和60年教委規則1号〕、本条…一部改正・旧6条…繰下〔平成16年教委規則44号〕、見出・本条…一部改正・旧7条…繰上〔平成18年教委規則20号〕、見出・本条…一部改正・旧5条…繰下〔平成19年教委規則18号〕)

(施設、設備、器具等の損傷又は滅失の届出)

第8条 プールの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、損傷(滅失)届(様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。

(本条…追加〔平成16年教委規則44号〕、見出・本条…一部改正〔平成18年教委規則5号〕、本条…一部改正・旧9条…繰上〔平成18年教委規則20号〕、見出・本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成19年教委規則18号〕)

(水泳教室の利用料金)

第9条 条例別表第2に規定する水泳教室の会費は、別表のとおりとする。

(本条…追加〔平成18年教委規則20号〕、旧8条…繰下〔平成19年教

委規則18号])

(指定管理者が管理する施設の使用券等の様式)

第10条 第4条及び第8条に規定する使用券等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

(本条…追加〔平成18年教委規則5号〕、見出・本条…一部改正・旧10条…繰上〔平成18年教委規則20号〕、本条…一部改正・旧9条…繰下〔平成19年教委規則18号〕)

(委任)

第11条 この規則で定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(本条…追加〔平成18年教委規則5号〕、旧11条…繰上〔平成18年教委規則20号〕、旧10条…繰下〔平成19年教委規則18号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭和53年教委規則第2号の改正附則省略)

附 則 (昭和60年3月29日教委規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日教委規則第17号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に国府農村勤労福祉センターの管理に関する規則(昭和5

5年国府町教育委員会規則第1号)又は福部村屋内プール等管理運営規則(平成6年福部村教育委員会規則第9号)の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則(平成17年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月31日教委規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年鳥取市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年6月29日教委規則第18号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

(本表…追加〔平成18年教委規則20号〕、一部改正〔平成19年教委規則18号〕)

区分		金額
中学生以下	週1回コース	1月につき4,000円
	週2回コース	1月につき6,000円
	週3回コース	1月につき7,000円

高校生以上	週1回コース	1月につき4,000円
	フリーコース	1月につき6,000円
家族会員		1月につき9,000円
備考 「家族会員」は、家族単位での入会とし、中学生以下の者は週1回コース、高校生以上の者はフリーコースに属するものとする。		

様式第1号(第3条関係)

プール使用申込書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

申込者 住 所
氏 名
団体名
連絡先

次のとおり使用したいので、申し込みます。

使 用 施 設	鳥取市河原市民プール
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで 日間 年 月 日(曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで
使用コース	コース
使 用 人 員	人(内 男 人、女 人)
使 用 料	※
備 考	

(注)※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

No.	
(個人)	鳥取市プール
使用券	

No.	
(団体)	鳥取市プール
使用券	

様式第3号(第4条関係)

プール使用許可書

年 月 日

様

鳥取市教育委員会



次のとおり使用を許可します。

使 用 施 設	鳥取市河原市民プール		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 (曜 日) 午前 時 分から 午後 時 分まで 日間 年 月 日 (曜 日) 午前 時 分まで 午後 時 分まで		
使 用 コ ー ス	コース		
使 用 人 員	人(内 男 人、女 人)		
現 場 責 任 者	氏名 電話	使用料	円
許 可 条 件			
備 考			

様式第4号(第5条関係)

プール使用料減免申請書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
団体名
連絡先

鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第8条の規定により、鳥取市プールの使用料の減免を申請します。

使用施設	鳥取市河原市民プール				
使用区分					
使用日時	年 月 日(曜日)	午前 午後	時 分	から	
	年 月 日(曜日)	日間	午前 午後	時 分	まで
減免理由					
備 考					

様式第5号(第6条関係)

プール使用料返還請求書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
団体名
連絡先

鳥取市プールの使用を取りやめましたので、鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第9条ただし書の規定により、既納の使用料の返還を請求します。

使用施設	鳥取市河原市民プール						
使用区分							
使用日時	年	月	日（曜日）	日間	午前 午後	時	分から
	年	月	日（曜日）		午前 午後	時	分まで
返還理由							
備考							

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

損傷(滅失)届

鳥取市教育委員会 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

次のとおり、損傷(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市プールの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

損 傷 (滅 失) し た と き	損 傷 (滅 失) 箇 所 (物 件)	数 量	損 傷 (滅 失) の 理 由 及 び 内 容 又 は 程 度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			

様式第1号（第3条関係）

（本様式…追加〔平成19年教委規則18号〕）

様式第2号（第4条関係）

（本様式…追加〔平成16年教委規則44号〕、旧様式3号…繰上〔平成18年教委規則20号〕、旧様式1号…繰下〔平成19年教委規則18号〕）

様式第3号（第4条関係）

（本様式…追加〔平成19年教委規則18号〕）

様式第4号（第5条関係）

（本様式…追加〔平成19年教委規則18号〕）

様式第5号（第6条関係）

（本様式…追加〔平成19年教委規則18号〕）

様式第6号（第8条関係）

（本様式…追加〔平成16年教委規則44号〕、一部改正・旧様式8号…繰上〔平成18年教委規則20号〕、一部改正・旧様式2号…繰下〔平成19年教委規則18号〕）